

議案第 73 号

四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 16 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例（平成 19 年四万十町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例

第 1 条中「平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」を「平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日まで」に、「100 分の 7」を「100 分の 10」に、「100 分の 5」を「100 分の 7」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。